

国名	法令等	所管官庁	事業場内表示	備考
アメリカ	危険有害性周知基準	米国労働省労働安全衛生局(OSHA)	義務	危険化学品のアイデンティティ、危険警告文等を表示
イギリス	化学品の供給のための危険情報及び包装条令	イギリス安全衛生庁(HSE)	義務	危険な物質等が露出されない場合や包装が除かれない場合を除く
フランス	労働法典	労働省(労働担当大臣) INRS: 労働災害及び職業病予防のためのフランス国立安全研究所	義務	
オーストラリア (※1)	作業場の物質の表示に関する実施基準	・工業化学品(届出・審査)制度NICNAS ・オーストラリア安全補償評議会(ASCC) ・オーストラリア安全保障評議会(Safe Work Australia)	義務	500ml以上の危険有害物に限る
ドイツ	危険な物質からの保護のための規則	ドイツ労働社会省(連邦労働保護労働医学局: BAuA)	規定なし	
韓国(※1)	産業安全保健法	韓国労働部	義務	
EU	CLP規則	欧州化学品庁(ECHA)	規定なし	
日本	労働安全衛生法	厚生労働省	規定なし	一部の特別規則に表示義務
—	GHS国連勧告		義務	国連勧告上の措置
—	ILO170号条約		義務	

※1 オーストラリア及び韓国では、GHS勧告に対応した絵表示等に合わせる動きがある